

第4次雲南広域連合広域計画



期間：平成28年度～平成32年度

雲南広域連合

【 目 次 】

I 序論

1. 広域計画の策定にあたり . . . 1

II 計画の基本事項

1. 広域計画策定の趣旨 . . . 3
2. 広域計画の役割 . . . 3
3. 広域計画の区域 . . . 3
4. これまでの策定状況 . . . 3

III 基本計画

1. 雲南地区ふるさと市町村圏振興事業基金を活用した事業の
実施に関する事 . . . 4
2. 介護保険の実施に係る基本方針に関する事 . . . 6
3. 消防に関する事務に係る基本方針に関する事 . . . 8
4. し尿処理施設に関する事務に係る基本方針に関する事 . . . 10
5. 下水道に関する事務に係る基本方針に関する事 . . . 12
6. 広域的に行う事務の調査研究に関する事 . . . 14
7. 広域計画の期間及び変更に関する事 . . . 15

I 序論

1. 広域計画の策定にあたり

平成6年7月、雲南圏域各町村は地域の課題と広域的な取り組みについて調査検討を行うため、島根県と関係町村で「雲南地域振興協議会」を設立し、平成8年11月には、「ゆうきの里雲南」基本構想を策定しました。

そして、この基本構想を実践するため、雲南地域振興協議会を「雲南広域振興協議会」に改組し、平成9年4月事務局を設置しました。

また、介護保険事業の共同実施及び広域的な地域振興を図るため、共通の認識と理解に立ち、地域の一体的な発展と簡素で効率的な広域行政をめざして、平成11年8月1日に雲南広域連合（以下「広域連合」という。）を設立しました。

平成12年度には、地方自治法に基づき広域連合と広域連合を構成する町村が雲南広域連合規約（以下「規約」という。）に基づき第1次雲南広域連合広域計画を定め、圏域の町村枠を超えて一体となって共通課題の解決を基本に、活力ある雲南地域の実現を目指した取り組みを進めました。

更に、松江地区広域市町村圏に編入されていた仁多郡2町及び大原郡3町と、出雲地区広域市町村圏に編入されていた飯石郡5町村のあわせた10町村で、平成13年4月、新たに「雲南地区広域市町村圏」を設立するとともに、「雲南地区ふるさと市町村圏」の指定を受け、雲南地域ふるさと市町村圏計画（以下「ふるさと市町村圏計画」という。）を策定し、広域的な地域振興策を展開していくこととしました。

その後、少子高齢化の進行や日常生活圏の拡大、行政ニーズの多様化と地方分権の進展への対応、国・地方を通じた深刻な財政状況など、その抜本的な対応策として市町村合併が急速に進み、当地域においても、最終的に平成17年4月には、10町村から雲南市、奥出雲町、飯南町の1市2町の構成となりました。

新たな雲南地域の枠組みを受け、平成17年12月には1市2町と広域連合による、第2次広域計画を策定し、この地域の一体的な発展を進めてきました。

また、平成18年12月には、圏域を構成する各市町の総合振興計画を基本として、県の計画などの上位計画との整合性を図りつつ、地方分権、行財政改革の推進に伴う広域的な地域振興施策の展開の方向性を示すものとして、ふるさと市町村圏計画（後期計画）を策定しました。

しかし、国は、平成21年3月31日をもって、地域の振興整備を図り、行政機能の分担等を推進してきた広域行政圏施策を、当初の役割を終えたものとして廃止し、今後の広域連携は、地域の実情に応じて関係市町村の自主的な協議によることとしました。

また、平成21年4月1日には、総務省が提唱した定住自立圏構想の要綱が施行されました。これを受けて、雲南市・奥出雲町・飯南町・雲南広域連合の職員による雲南地域定住自立圏構想等調査研究会を同年5月に設置し、12月に検討報告書をまとめました。

平成23年2月には第3次広域計画（平成23年度～平成27年度）及びふるさと市町村圏計画を策定し、時代の変化や構成市町の要請に対応した広域行政の推進を行ってきました。

平成23年4月1日から雲南消防組合、雲南環境衛生組合及び広域連合は、迅速な意思決定による効率的な業務運営を進めるとともに、総経費の抑制を図りながら、安定的な業務運営の確保と住民サービスの更なる向上に努めることを目的に再編統合し、新たな広域連合において、多様化、高度化する行政ニーズに適切かつ効率的に対応し、地方分権の受け皿として足腰の強い広域行政システムを整備することとしました。平成25年2月には雲南クリーンセンターを公共下水道として整備するよう、第3次広域計画の一部変更を行いました。

そして、平成26年9月にはこれまで広域連合事務局が設置されていた雲南市三刀屋町下熊谷の土地・建物を売却し雲南消防本部庁舎へ事務局総務課、介護保険課が移転しました。これにより組織の一体化、効率化がなされたところです。

また今後も、雲南圏域における広域連合の役割や業務については構成市町や団体と協議するとともに、調査・研究を行い構成市町個々の伝統や特性を尊重しながら、時代の変化や地域の要求に対応できる広域行政組織を目指します。

○雲南広域行政圏のあり方

広域行政圏については、従来どおりの枠組みを維持します。

○ふるさと市町村圏計画について

ふるさと市町村圏計画の理念「ゆうきの里 雲南 ～旬を感じ、生命を育む～」は今後も継承します。

○雲南地区ふるさと市町村圏振興事業基金及び同基金に基づく事業基金を存続したソフト事業を実施します。

上記内容を踏まえ、平成27年度において、構成市町企画担当課長を委員とする策定委員会を設置し、第4次広域計画の策定を8月より開始しました。また、広域連合が処理する事務（観光、介護保険、消防、し尿処理、下水道）それぞれについては構成市町担当課長をメンバーとする部会を開催し、そこでとりまとめた計画（案）を策定委員会で検討しました。なお、施策の推進にあたり、実施計画としてふるさと市町村圏計画を別途作成し事務事業に取り組みます。

II 計画の基本事項

1. 広域計画策定の趣旨

広域計画は、広域連合の事務に関し、規約第5条に掲げる次の項目について、広域連合が処理する事務と構成市町が、相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら処理する事務を総合的かつ計画的に処理するために策定します。

- (1) 雲南地区ふるさと市町村圏振興事業基金を活用した事業の実施に関する事
- (2) 介護保険の実施に係る基本方針に関する事
- (3) 消防に関する事務に係る基本方針に関する事
- (4) し尿処理に関する事務に係る基本方針に関する事
- (5) 下水道に関する事務に係る基本方針に関する事
- (6) 広域的に行う事務の調査研究に関する事
- (7) 広域計画の期間及び変更に関する事

2. 広域計画の役割

広域計画で定めようとする項目に関する事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7の規定に基づき、構成市町と他の法律の規定による諸計画との調和を図りながら、広域連合が処理する事務及び構成市町が処理する事務を明確にし、また、広域連合の事務と構成市町の広域的事務の総合的かつ計画的な処理とその連絡調整を行うための広域計画とします。

3. 広域計画の区域

広域計画の区域は、規約第3条で規定する広域連合の区域（雲南市、奥出雲町、飯南町の1市2町の区域）とします。

4. これまでの策定状況

- | | |
|-------------------------|----------------|
| ○第1次雲南広域連合広域計画 | 平成12年度～平成16年度 |
| ○雲南地区ふるさと市町村圏計画（基本構想） | 平成13年度～平成22年度 |
| ○第2次雲南広域連合広域計画 | 平成18年度～平成22年度 |
| ○雲南地区ふるさと市町村圏計画（後期基本計画） | 平成18年度～平成22年度 |
| ○第3次雲南広域連合広域計画 | 平成23年度～平成27年度 |
| ○第3次雲南広域連合広域計画 | （下水道に関する事務を追加） |

Ⅲ 基本計画

1. 雲南地区ふるさと市町村圏振興事業基金を活用した事業の実施に関すること

(1) 経緯

平成13年に関係町村の出資及び県の助成により8億円の雲南地区ふるさと市町村圏振興事業基金を造成しました。

広域連合は、その基金の運用益を原資として、関係団体と協力しながら、圏域の活性化やイメージアップを図るための様々な事業を展開し、圏域全体の振興に努めてきました。

(2) 現状と課題

平成21年3月に国のふるさと市町村圏推進要綱は廃止されましたが、この基金を存続し、運用益を原資とした地域振興にかかるソフト事業を従来どおり実施していくこととしました。

今後も、この運用益を有効に活用し、雲南地域の振興につながる事業展開を図る必要があります。

特に、中国横断自動車道尾道松江線（以下「中国やまなみ街道」という。）が全線開通したことにより観光客の行動範囲がより広域化する一方で、中国やまなみ街道の利用により、国道54号や314号等の交通量が減少し、また雲南圏域を目的とした来訪者は少ない現状であり、雲南圏域の交流人口の拡大が課題となっています。

(3) 今後の方針と施策

「ゆうきの里 雲南」のキャッチフレーズ「旬を感じ 生命を育む」は、旬を感じることでできる豊かな自然の中(自然の恵)、健康を支えるおいしい農産物(食の恵み)、伝統文化(歴史の恵み)を守ってきた雲南地区において、それぞれの市町村が持ち味を生かしながら有機的に連携し、ここに住む人々が誇りを持ってゆとりの暮らしを実感できる、人間性豊かな新しい生活の舞台(人の恵み)を築き上げることをテーマとしています。

この基本理念のもと、構成市町と広域連合で取り扱う事務事業の位置づけを明確にし、連携強化を図り、補完し合いながら、効率的かつ効果的に次の施策を推進します。

①ものづくり(産業の振興)

雲南地域の特色ある製品の販路拡大やそれに伴う地元企業の活性化を図るため、消費者ニーズの調査や情報収集、地域製品のPR等を推進します。

②イメージづくり（観光の振興）

中国やまなみ街道が平成27年3月に全線開通したことや各種広域観光事業に対応するため、各種媒体を活用した雲南地域の情報発信等を積極的に実施します。また、全国に雲南のイメージが発信しやすく、圏域の住民にもわかりやすいキャッチコピーを新たに作ります。

- ・ 雲南圏域への観光客の誘客に向けた情報発信に取り組みます。
- ・ 雲南圏域を内外から応援してくれる団体等の支援を行います。

③安心づくり（環境・基盤整備）

- ・ 構成市町と連携した広域的な地域防災体制の推進を行います。
- ・ 要介護者福祉に関する広域的な事業への支援の検討を行います。
- ・ 汚泥共同処理事業を推進し、環境基盤の整備を行います。

④人づくり（地域力の向上）

地域の活性化を推進し、担い手を育成するため、観光事業をはじめとした地域づくり研修会の実施を行います。また、介護人材の確保について積極的に支援します。

2. 介護保険の実施に係る基本方針に関すること

(1) 経緯

全国的に少子高齢化が進む中、雲南地域の高齢化率は、全国で3番目に高い島根県の31.6%よりもさらに高い36.1%（平成26年）に達し、超高齢社会を迎えています。

平成12年4月に創設された介護保険制度は利用が年々増加し続け、給付費ベースでみると、平成12年度の34億円から平成26年度には70億円とほぼ倍増しています。

この間、平成18年4月には介護予防を重視した制度改正が行われ、さらに平成27年4月には地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みを促進するため、これまでにない大きな制度改正が行われました。

(2) 現状と課題

平成26年度に策定した第6期介護保険事業計画では、当地域の第1号被保険者数は平成29年をピークに減少すると見込んでいますが、要介護認定者数は、今後、団塊の世代が75歳に到達することにより更に増えることが見込まれます。

また、高齢者一人世帯や高齢者のみの世帯の増加から、老々介護が懸念される中、認知症高齢者や医療を必要とする高齢者の数も増加傾向にあることや、特別養護老人ホームなどの施設は在宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者に重点化されたことから、在宅での老後がますます不安視されています。

このように増え続けると見込まれる要介護認定者数の伸びを抑制し、高齢者に医療や介護、生活支援などの様々なサービスが切れ間なく提供できるしくみを作り上げることが大きな課題となっています。

(3) 今後の方針と施策

団塊の世代が75歳以上となる平成37年までの残り10年で、この雲南圏域が、第6期介護保険事業計画の基本理念である「高齢者がいつまでも自分らしく幸せな生活を続けられる地域」となることを目指し、必要な介護サービスの基盤を整備していくと同時に、介護・医療・住まい・生活支援・介護予防が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向け取り組みを進めます。

具体的には次の施策を推進します。

①在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、在宅医療と介護サービスの関係者で合同会議や研修会を行い連携を図ります。

②認知症施策の推進

認知症に対する施策は、第5期介護保険事業計画までも重点的に取り組んできましたが、認知症の要介護者は今後も増えると見込まれます。認知症の予防・早期対応に基本を置き、認知症ケアパスを活用した適切な支援や社会資源の整備など認知症施策の推進体制を構築します。

③地域ケア会議の推進

構成市町で行っている「地域ケア会議」を更に充実・強化し、広域的な地域課題の解決に向けて検討する場を設けると共に、地域の実態に即した介護サービスの提供に繋がるよう政策形成を図ります。

④介護予防サービス及び生活支援サービスの充実・強化

支援が必要な高齢者が安心して在宅生活を継続できるよう、NPO、社会福祉法人などの多様な主体による多様な介護予防サービス及び生活支援サービスの充実・強化を図ります。

⑤継続可能な介護保険制度の運営

介護保険制度の基本理念である高齢者の「尊厳の保持」、「自立支援」を基本としながら、制度の継続可能な運営に向けた取り組みを推進します。その一つとして、介護サービスの質の向上を図るため、その人材確保・育成に向けた施策を進めます。

3. 消防に関する事務に係る基本方針に関すること

(1) 経緯

雲南地域の消防体制は、昭和45年に山陰地方で初めての組合消防として、木次町外3町消防組合として発足し、平成3年には仁多郡の旧2町、平成6年には飯石郡の旧3町1村の組合加入により、雲南地域の旧10町村全てが構成団体となる雲南消防組合となりました。

以降平成の大合併といわれる市町村合併により、構成団体が平成17年には、1市2町で構成する組合として住民の安全安心の確保に取り組んできました。

平成23年、雲南地域の広域行政における住民サービスの更なる向上と消防機能強化を目的に、多様化する行政ニーズに合理的かつ効率的に対応するため雲南広域連合消防本部として新たにスタートしました。

(2) 現状と課題

近年自然災害の多発、局地化が顕在する中で、社会情勢の変化等により、災害の様子は、複雑多様化の傾向を強めています。

雲南地域では、少子高齢化、過疎化が急速に進み、災害弱者が増加する反面、地域医療の後退が相まって住民の防災に対する関心は、一層の高まりを見せています。

雲南消防本部では、住民生活の安全安心を守るため、高速道路網の整備、県下の医療用ヘリコプターの導入などの地域事情を鑑み、災害時における更なる対応能力の充実を図る必要があります。

また、大規模災害や特殊災害には、総合的な対応が必要であることから、職員の教育訓練、計画的な施設整備、消防団をはじめとする防災関係機関との連携強化、広域的な相互応援体制の充実が必要となります。

雲南地域全体の防災力を高めるため、自主防災組織の育成強化を推進し、災害を未然に防ぐ予防体制の構築が求められます。

(3) 今後の方針と施策

雲南地域の住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防機能の強化を目指し、次の施策を推進します。

① 効率的な消防行政運営と地域事情に対応した消防力の整備

構成市町との連携を密にし、積極的に防災対策を推進するとともに、過疎化、少子高齢化、また、高速道路網の整備に伴う交流人口の増加等を踏まえ、災害対応の充実に努めます。

②予防対策の充実、強化

近年、女性防火クラブ組織は活動が困難となり、減少する状況が発生してきました。これまでの組織体制の見直しを図りながら、継続可能な地域一体型の組織体制作りに努めます。

③救急業務の充実強化

救急業務の高度化及び充実を図るため、計画的な救急救命士の養成は基より、資格取得者にはさらなる高度な資格を習得させるとともに、適切な搬送を確立するため医療機関との連携強化に努めます。

④災害対応に向けての体制強化

全国各地で局地的な豪雨による土砂災害、洪水被害等が頻発する中で、これらの災害に対し、迅速かつ的確に対応できるよう職員の育成並びに体制の充実、強化に努めます。

⑤関係機関との連携強化

消防団をはじめとする関係機関との連携をさらに推進し、雲南圏域一体となった防災体制の構築に努めます。

4. し尿処理に関する事務に係る基本方針に関すること

(1) 経緯

①共同処理体制

雲南地域のし尿処理業務を共同処理する目的で、昭和36年9月に木次町、大東町、加茂町、三刀屋町、掛合町及び吉田村を構成町村とする一部事務組合を設立し、その後、宍道町、仁多町、横田町、頓原町及び赤来町が加わり、昭和63年4月には雲南地域全町村に宍道町を加えた木次町外10ヶ町村雲南環境衛生組合となりました。平成23年4月に雲南広域連合に再編統合しました。

②処理施設整備

現在のし尿処理施設（以下「雲南クリーンセンター」という。）は、第4次施設整備事業として事業費15億3千万円を費やし処理能力日量90klのし尿処理施設として平成2年8月に整備しました。

(2) 現状と課題

①し尿等の処理

雲南広域連合は、生活排水処理基本計画に基づき、雲南市、奥出雲町及び飯南町の区域のし尿及び浄化槽汚泥（農業集落排水汚泥及びその他生活排水集合処理汚泥を含む。以下同じ。）を雲南クリーンセンターにおいて処理しています。

②処理実績等

平成26年度の雲南クリーンセンターのし尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の処理量は、32,280klであり、施設稼働率は98%となっています。10年前と比較し、し尿の処理量は5割減となったものの、浄化槽汚泥の処理量は3割増となり、全体では1割減となっています。

今後、し尿の量は減少し、他方、浄化槽汚泥の量は増加し続けるものと推測しています。

③処理施設の老朽化

現在の雲南クリーンセンターは、稼働後25年以上を経過し、設備の老朽化が顕著となり、年々修繕費用が増嵩しています。

④し尿の収集

し尿の収集業務は、許可制とし、平成26年度においては、7業者に対して許可しています。なお、浄化槽汚泥の収集業務については、それぞれの構成市町において許可されています。

(3) 今後の方針と施策

①施設の更新

雲南クリーンセンターを公共下水道・汚泥共同処理施設として、下水汚泥のほ
かし尿、浄化槽汚泥及びその他の生活排水集合処理汚泥を一括処理できるよう施
設更新します。

②し尿の収集

し尿の収集業務については、引き続き許可制とし、民間活力により効率的な収
集業務に努めます。

③処理の効率化

新たに整備する公共下水道・汚泥共同処理施設に下水道投入し、下水汚泥と一
体的に処理することにより、処理の効率化、合理化を図ります。

5. 下水道に関する事務に係る基本方針に関すること

(1) 経緯

生活排水処理について、平成18年度に雲南環境衛生組合において「生活排水処理基本計画」が策定されました。この中で雲南地域全体のし尿、下水汚泥等の生活排水を一体的に処理する施設を整備することとされました。

平成23年度には、雲南クリーンセンターを下水道施設として整備することとし、汚水処理施設共同整備事業（MICS 事業）の採択に向け、国土交通省との協議を行いました。

平成24年度には、都市計画事業の認可を受け、公共下水道を設置するための「雲南広域連合公共下水道事業計画」を策定しました。

平成25年度、公共下水道・汚泥共同処理施設「雲南クリーンセンター」（以下「新雲南クリーンセンター」という。）の整備事業に着手しました。

(2) 現状と課題

①生活排水処理の課題

生活排水処理の課題は、平成2年度に供用開始したし尿処理施設「雲南クリーンセンター」の老朽化が顕著なこと、水洗化の進行による市町の下水汚泥の処理費用の増大があります。

②施設整備

平成25年度から平成28年度の4ヵ年計画で新雲南クリーンセンターの施設整備事業を実施しています。効率的な生活排水処理が可能となる施設整備が求められています。

③施設運営

新雲南クリーンセンターの施設運営にあたっては、効率的な運転管理により運転経費の抑制が求められています。生活排水処理という業務の性質上、業務の継続性、安定性を同時に図る必要があります。

(3) 今後の方針と施策

①共同化、広域化の推進

雲南地域全7ヶ所の下水処理場から発生する下水汚泥のほか、し尿及び浄化槽汚泥等を新雲南クリーンセンターに集約し、処理し、下水汚泥処理の共同化・広域化を図ります。

②施設の整備

新雲南クリーンセンターは、現在の雲南クリーンセンターの敷地に整備し、既存の設備又は施設のうち再利用可能なものについてはできる限り再利用します。

水処理は、隣接する木次・三刀屋浄化センター（雲南市下水道施設）に委ね、新雲南クリーンセンターは汚泥処理に特化した施設として、機能分担を図ります。

③処理施設の運転

新雲南クリーンセンターの運転管理業務の民間委託を推進し、民間の技術力、ノウハウを活用した効率的な施設運営に努めます。

新雲南クリーンセンターの排水については、木次・三刀屋浄化センターの水処理に支障が生じないように、雲南市と情報共有しながら適切な運転管理に努めます。

④下水汚泥の再資源化

資源循環型社会を推進するため、新雲南クリーンセンターの脱水工程から発生する下水汚泥は、場外搬出し、民間の資源化処理施設において処理し、再資源化を図ります。

6. 広域的に行う事務の調査研究に関すること

(1) 経緯

地方分権の推進や少子高齢化の進展、広域的な行政需要の増大、極めて厳しい財政状況にある中、一層簡素で効率的な行財政運営が求められています。

一方、住民の生活圏拡大、価値観の多様化、少子高齢化、過疎化等が進むなかで、住民の多様なニーズに対応した行政サービスの提供が求められています。

このような、「行財政運営の効率化」と「充実した行政サービスの提供」という課題に対応するため、広域的な行政事務への移行も必要とされています。

(2) 現状と課題

現在、地方分権や広域的な諸課題に柔軟に対応することが求められており、広域連合は、その受け皿として、市町事務の簡素化及び経費節減に重要な役割を果たすこととなり、広域的に行う事務の調査研究を構成市町と十分な協議を行い、実施していく必要があります。

平成23年度に一部事務組合の統合を行い、現在雲南圏域には広域連合を含め、2つの広域行政組合がありますが、今後地方分権の進展に合わせ、更なる事務の効率化を含め、広域行政のあり方を検討していく必要があります。

今後も、雲南圏域における雲南広域連合の役割や業務については構成市町や団体と協議するとともに、調査・研究を行い構成市町個々の伝統や特性を尊重しながら、時代の変化や地域の要求に対応できる広域行政組織を目指します。

また、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条により、構成市町が策定したそれぞれの総合戦略に挙げられている共通部分について、調査研究を行います。

(3) 今後の方針と施策

構成市町及び関係機関との連携を図り、市町事務の簡素化、合理化を図るため、広域処理することにより簡素効率化が可能と考えられる業務について、広域化によるメリット、デメリットを調査研究します。

①地方分権に関すること

②広域的な保健福祉及び地域医療に関すること

③更なる広域行政推進の検討に関すること

④構成市町のまち・ひと・しごと創生総合戦略において広域連合として実施できる部分の取り組みに関すること

⑤その他広域連合長が必要と認める広域行政事項に関すること

7. 広域計画の期間及び変更

広域計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とし、広域計画の変更は、雲南広域連合長が必要と認める場合に、雲南広域連合議会の議決を経て行うこととします。